

# Mpression Cyber Security Service

## クイックトリージ サービス約款

### 第1条（目的）

本約款は、マクニカネットワークス株式会社(以下「弊社」とする)がお客様に対して提供する Mpression Cyber Security Service クイックトリージサービス（以下「クイックトリージサービス」とする）に関する内容および条件を定めるものです。

### 第2条（クイックトリージサービスの実施地域）

本約款に基づくクイックトリージサービスは、日本国内においてのみ実施するものとします。原則として、弊社が提供する脅威照合ポータルにてチケットの管理および検体の受け渡しを行います。

### 第3条（クイックトリージサービスの内容）

- クイックトリージサービスの内容は以下のとおりです。
  - エンジニアによる動的解析や関連情報などの調査
  - 上記結果を踏まえた、クリティカル度合（影響度）の判定
- クイックトリージサービスの対応時間は、平日（弊社営業日）9:00～12:00, 13:00～17:00 となります。
- クイックトリージサービスの所要時間については、受付後、クイックトリージサービスの対応時間における6時間以内の一次報告を目標とします。
- クイックトリージサービスでの判定対象のファイルは、以下の通りです。
  - 標準的な Windows (32/64bit) 環境で実行可能なファイル  
EXE、DLL、PIF、CMD、BAT、COM、SCR、CHM、JS、VBS、VBE、LNK、JAR (Java)、PS1 (PowerShell)
  - Microsoft Office 形式のファイル DOC(X) (M)、XLS(X) (M)、PPT(X) (M)、RTF
  - PDF 形式のファイル
  - 解凍後のファイルサイズ上限値は 64MB まで

### 第4条（対象ファイル）

脅威照合ポータルでアップロードをしたファイルを対象とします。過去にアップロードしたファイルのクイックトリージサービスに関しては、脅威照合ポータル上でデータを保持しているファイルに限ります。

#### 第5条（支払条件）

お客様は、支払条件について別途協議のうえ、本約款に基づく料金および消費税額を弊社に遅延なく支払うものとします。なお、お客様の都合により中途解約等が発生した場合、弊社は受領済み料金の返還はせず、未受領の料金がある場合はお客様は解約時点で全額を支払うものとします。

#### 第6条（消費税額の算出）

1. 消費税額は料金毎に算定されるものとします。
2. 消費税額の算定に関して1円未満の端数が生じた場合には、当該端数は切り捨てるものとします。
3. 消費税額は、クイックトライアージサービスの期間開始時に適用されている税率に基づき算定されたものであり、税率その他の改定やその他の事由により消費税額の算定方法に変更が生じた場合には、消費税額は変更されるものとします。

#### 第7条（権利義務譲渡の禁止）

お客様および弊社は、クイックトライアージサービスの提供により生じた権利および義務を、相手方の書面による事前の承諾なくして第三者に譲渡し、または担保の目的に供してはならないものとします。

#### 第8条（クイックトライアージサービス期間）

1. クイックトライアージサービスの期間は別途送付する要綱に定めるとおりとします。
2. クイックトライアージサービス期間にかかわらず、弊社は、クイックトライアージサービスを履行することが困難な状態に陥った際は、お客様に対して事前通知をすることによりクイックトライアージサービスを解約することができるものとします。
3. 弊社が前項によりクイックトライアージサービスを解約する場合は、残存費用を計算し、返還するものとします。

#### 第9条（責任の制限）

1. クイックトライアージサービスによりお客様に損害が生じ、当該損害の原因が弊社の責めに帰する場合に限り、お客様は弊社に対し現実に発生した通常かつ直接的な損害につき賠償を請求できるものとします。但し、賠償金額は請求原因の如何を問わず損害が生じた時から遡って過去一年間のお客様のクイックトライアージサービスに対する支払金額を上限とします。
2. クイックトライアージサービスの調査結果におけるクリティカル度合の判定は、調査時点で弊社が合理的に適正と考える判定結果を示すものであり、その判定結果が正しいことを保証

するものではありません。

- クイックトリアージサービスの調査結果におけるクリティカル度合の判定結果が他社の見解と異なる場合、弊社は見解の相違に関する理由を説明する義務を負いません。

#### 第10条（約款の変更）

弊社は、お客様に事前の通知のうえ本約款の内容を変更することがあります。この場合の提供条件は変更後の約款によるものとします。

#### 第11条（禁止行為）

弊社がクイックトリアージサービスを履行するにあたり、お客様の以下の行為は禁止されます。

- 本サービスの結果を弊社の事前の承諾を得ることなく二次利用すること。
- 不正アカウントの作成。
- その他弊社が不適切だと判断する行為。

#### 第12条（クイックトリアージサービスの解除）

お客様が次のいずれかひとつに該当した場合、弊社は通知催告その他手続きを要さず、クイックトリアージサービスの一部または全部を解約し、これによって生じた損害の賠償を請求することができるものとします。

- 本約款のいずれかの条項に違反し、または本約款に定める債務を履行せず、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、なお違反の是正、または債務の履行をしないとき。
- 支払い不能になったとき、もしくはお客様に対し、差押、仮差押、仮処分が実施されたとき。
- 租税公課を滞納して督促を受けたとき。
- 振り出した約束手形、小切手が不渡りとなったとき。
- 破産、会社整理、民事再生の申し立てまたは会社更生の申し立てを行ないまたはこれらの申し立てを受けたとき。
- 解散またはその営業の全部もしくは重要な一部を第三者に譲渡することを決定したとき。

#### 第13条（機密保持）

- 弊社は外部ソース、外部調査機関を除き、お客様から提供いただいたファイル情報を機密情報としてお客様の書面による合意を得ることなく外部に漏洩してはならないものとします。ただし、機密情報を外部ソース、外部調査機関に提供する場合、安全管理が図られるよう適切な管理・監督を実施致します。
- 前項に関わらず、弊社はお客様から提供いただいたファイルに含まれる悪性情報等について弊社のナレッジとして、弊社の資料やセミナーにおいて外部に発表することがあります。

3. お客様は、クイックトライアージサービスおよび関連資料について、機密情報との表示の有無を問わず弊社の機密情報であることを認め、弊社の書面による合意を得ることなく外部に漏洩、もしくは自社または第三者の研究開発、営業、販売促進のために使用しないものとします。
4. 次の各号のいずれかに該当することを合理的に証明できる情報は機密情報に含まないものとします。
  - ①開示の時点ですでに公知のもの、または開示後情報を受領した当事者の責によらずして公知となったもの。
  - ②第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの。
  - ③開示の時点ですでに保有しているもの。
  - ④開示された情報によらずして、独自に開発したもの。
5. 本条の機密保持義務は契約の終了後も1年間有効に存続するものとします。

#### 第14条（個人情報）

本サービスを通して得た個人情報は、弊社の個人情報保護ポリシーに従い、本サービスを履行することを目的として、その範囲内でのみ利用するものとします。なお、その範囲内においてご本人にアクセス（電話、メール等）することがあります。

#### 第15条（一般条項）

本約款の解釈および履行における正当性は日本国法により管理するものとします。

#### 第16条（合意管轄）

クイックトライアージサービスに関して生じたお客様弊社間の紛争については、東京地方裁判所をもって第一審の管轄裁判所とします。

#### 第17条（協議）

本約款に定めのない事項、または本約款のいずれかの条項に疑義が生じた場合は、信義誠実の原則に基づきお客様と弊社で協議し、円満に解決するものとします。

以上

改定履歴：

2017年5月31日 初版

2018年6月8日 第2版 - 第3条ファイル上限値について追記

2018年7月31日 第3版 - サービス名称の変更

2020年2月17日 第4版 - サービス名称の変更